

大伴家持小論

—天平勝宝八歳六月十七日作の六首をめぐって—

岡田喜久男

大伴家持が「万葉集」の編纂者として最も有力であり、「万葉集」の全歌数千五百余首の一割以上の老大な歌を作ったこと、また万葉調・ますらをぶりとはほど遠い繊細華麗な歌風を創造したことなど広く知られているところである。更に、その名家ゆえの苦惱から歌作に励み、官人としての業績には見るべきものがなく、のみならず政界の争いの中で波瀾に富んだ一生を送り、死後までその経歴を書き替えられた人であったことも、「続日本紀」「公卿補任」「大伴系図」などの豊富な資料と「万葉集」によって明らかである。

青春時代の数多い女性との相聞歌の贈答は一見華やかであるが、朝廷に着々と勢力を築いてきた新興氏族藤原氏との対立は、大伴一族を圧迫し、分裂へと向かわせていたのである。大伴氏の、神代以来の栄光と、一門の軽拳を戒める家持の矜持と保守的態度は、時代の趨勢と歩を一にしていたので、「家持論」の多くは当時の天皇をとりまく社会状況を踏まえて練り広げられる。確かに一族の長たる者の背負う責務と権力の大きさは計り知れないものがあり、それだけに衰えに向う氏族の長には多くの苦悩と焦躁があっただろうし、その統率力や性格が、武門の家柄と相入れなかった家持の場合は、

大伴家持小論 —天平勝宝八歳六月十七日作の六首をめぐって—

ますます「上に立つ者」の悩みが深かったに違いない。

然しながら、私自身、文学的営みが、そうストリートに作者の社会的存在性と結びつくかどうかを確めたい思いが強く、それも作品自体によって知りたいと思いたい本稿を書くに至ったのである。そのために、大伴氏の「族」をテーマにした長歌の詠まれた、家持の少納言時代の一日に焦点を当て、作者の社会性と文学性を追求してみた。

家持の六首の歌について述べる前に、歌の理解の基礎となる、家持の生涯の素描をしておきたい。家持の一生は『続日本紀』によって官職歴・昇進の情況がほぼ明かであるが、生年推定の手がかりは、「万葉集」の天平十年（七三八年）十月十七日の作の左注にある。

黄葉の過ぎまく惜しみ思ふどち遊ぶ今夜は明けずもあらぬか

(一五九一)

右の一首は内舍人大伴宿禰家持

これによって、天平十年に家持は内舍人であったことが分る。内舍人は「令義解」の軍防令に

凡五位以上子孫、年二十一以上見無役任、毎年京国官司、勘検
 知実限十二月一日、並身送式部……性識聰敏、儀容可取、充内舎
 人、三位以上子、不在簡限……

とあるので、從二位旅人の子であつた家持は選抜を受けずに、少くとも天平九年十二月に内舎人で二十一才にはなつていた。生年を推算すれば、養老元年（七一七年）かそれ以前といふことになる。『公卿補任』によれば、宝龜十一年（七八〇年）の、初めて參議となつた家持の名の傍に「大納言從二位旅人（又名多比等）之子。天平元年己巳生」とあるが、これは先の「万葉集」の、天平十年に内舎人であつたとする記載に全く合わない。「公卿補任」の宝龜十二年の条には家持の名の下に（四十六）とあり、「万葉集」の記録に近いが、養老二年（七一八年）の生れとなつて、令の規定が嚴密に守られていたとすれば、二十才で内舎人になつたことになりやはり肯けない。今は一応、養老元年誕生として論を進めていくことにする。

次に没年は「続日本紀」延暦四年（七八五年）八月二十八日の条に

中納言從三位大伴宿禰家持死。

とある。享年は記されていないが、養老元年誕生として、六十九才の生涯であつた。

この生涯を歌作の面からみると、ほぼ年代の確実な初出は、配列からして天平五年（七三三年）の作と思われる。

振仰けて若月見れば一目見し人の眉引思ほゆるかも（九九

四）

の初々しい歌で、年代明記の最後の歌は卷末の天平宝字三年（七五

九年）の

新しき年の始の初春の今日降る雪のいや重け吉事よごと（四五六一）

である。天平五年は、山上憶良が亡くなつたと思われる年で、一般的に万葉の時代区分では第三期と第四期を分ける年でもある。文字通り第四期の歌人として登場した家持は時に十七才、以後四十三才迄の二十七年程が、歌人家持の生涯であつた。四十三才から六十九才迄の二十六年間の家持歌は今に伝わらない。晩年というにはあまりに長い間の歌が伝わらない事については議論百出であるが、私には分らない、というのが正直なところである。

「万葉集」に残る家持歌は、長歌四十六首、短歌四百二十六首、旋頭歌一首、の合計四百七十三首、これを小野寛氏は家持の生涯の中で歌のある三つの時期、越中時代以前、越中時代、以後に分けて表にされたが、それによれば次のようになると言われる。（「大伴家持研究」）

	長歌	短歌	旋頭歌	合計
以前（14年）	五	一五三	〇	一五八
越中時代（5年）	三五	一八七	一	二二三
以後（8年）	六	八六	〇	九二
合計（27年）	四六	四二六	一	四七三

この表で最も特徴的な事は、越中時代五年間の歌作の多さと、長歌への傾倒である。

さて天平勝宝八歳（七五六年）、家持は注目すべき三類六首の歌を詠んだ。

族に喩す歌一首短歌并

ひさかたの 天の戸開き 高千穂の 獄に天降りし 皇祖の
神の御代より 梶弓を 手握り持たし 真鹿兎矢を 手挟み添
へて 大久米の 大夫健男を 先に立て 鞠取り負せ 山川
を 磐根さくみて 踏みとほり 国覓しつつ ちはやぶる 神
を言向け 服従へぬ 人をも和し 掃き清め 仕へ奉りて 秋
津島 大和の国の 榎原の 畝傍の宮に 宮柱 太知り立てて
天の下 知らしめしける 皇祖の 天の日嗣と 継ぎて来る 君
の御代御代 隠さばぬ 赤き心を 皇辺に 極め盡して 仕へ来る
祖の職と 言立てて 授け給へる 子孫の いや継ぎ継ぎ
に見る人の 語りつぎて 聞く人の 鏡にせむを あたら
しき 清きその名そ おぼろかに 心思ひて 虚言も 祖の
名断つな 大伴の 氏と名に負へる 大夫の伴（四四六五）
磯城島の大和の国に明らけき名に負ふ伴の緒心つとめよ
（四四六六）

劍大刀いよよ研ぐべし 古ゆ清けく負ひて来にしその名そ
（四四六七）
右は淡海真人三船の讒言に縁りて、出雲守大伴古慈斐宿禰解
任せらる。是を以ちて家持此の歌を作れり。

病に臥して無常を悲しび、修道を欲して作る歌二首
うつせみは数なき身なり山川の清けき見つつ道を尋ねな

大伴家持小論 一 天平勝宝八歳六月十七日作の六首をめぐって一

渡る日の影に競ひて尋ねてな清きその道またも遇はむため
（四四六八）

（四四六九）

寿を願ひて作る歌一首

泡沫なす仮れる身そとは知れれどもなほし願ひつ千歳の命を
（四四七〇）

以前の歌六首は、六月十七日に、大伴宿禰家持作れり。

このように、一族を喩す歌、修道を志す歌と長寿を願う歌、の三つの世界が一日の中に歌われていることには驚かざるを得ない。右の三類六首の歌について、従来幾つかの疑問が出されている。要約すると次の三つにまとめられる。

一、長歌の左注、「右、縁淡海真人三船讒言：」の部分で、「右は淡海真人三船の讒言に縁りて（讒言のせい）と解するか、「右は淡海真人三船の讒言に縁りて」と解すべきであるかの点。

二、長歌は、「大伴古慈斐」が出雲守を解任された事件（『続日本紀』によれば天平勝宝七歳（七五五年）五月癸亥（十日）に起った）の一ヶ月以上後に詠まれている。これは時機を逸しているし、又誰れに向けて詠まれたのであるか。

三、「族を喩す歌」は、大伴氏の嫡流として一族の無事と永続を歌う極めて政治的なもの、「病に臥して：」の歌は、病んだ体で仏教に帰依せんとし、「寿を願ひて作る歌」は文字通り長寿

を願う歌と、目的も意識も違う三類六首が一日の内に本当に詠まれたのであろうか。

当然第三の疑問が最も大きく重大であるが、右の三点は六首の歌の本質とも深く関わる問題であり、検討に値すると思われる。この三点を考えながら歌自体へと論を進めて行くことにしたい。

「^{やから}族を諭す歌」は、右に書いたように、大伴氏の有力者で、天平勝宝八歳に、従四位上出雲守であった大伴古慈斐が失脚した事件をうけて作られたものであるが、この事件については既に「万葉代匠記」が指摘するように、「続日本紀」孝謙紀天平勝宝八歳五月の条に、

(A)、癸亥(十日)、出雲国守従四位上大伴宿禰古慈斐、内豎淡海真人三船、坐誹謗朝廷先人臣之礼、禁於左右衛士府。丙寅(十三日)詔並放免。

とあり同書光仁紀宝龜八年(七七七年)八月の条にも次のように書かれている。

(B)、丁酉(十九日)大和守従三位大伴宿禰古慈斐薨。……少有才幹、略涉書記、起家大字大允、贈太政大臣藤原朝臣不比等、以女妻之、勝宝年中累遷従五位上衛門督、俄遷出雲守、自見疎外、意常鬱鬱、紫微内相藤原仲流誣以誹謗左降土左守……

これによって分ることは「大伴古慈斐と淡海三船が、朝廷を誹謗したとして捕えられ、三日後に許された事件は、藤原仲麻呂の讒言によったものであったが、古慈斐自身にも衛門督から出雲守に移され、鬱々として楽しまなかつたなどの乗せられる隙があった。」と

いうことである。この時従五位上兵部少輔であった家持が、この事件を知り大いに動揺したことは想像に難くない。又この事件のあった翌年の天平宝字元年、橘奈良麻呂は、仲麻呂の台頭を排除しようとする多くの人と計画するが、密告によって仲麻呂の知るところとなり、一味は次々と捕えられてしまう。この時大伴一族で名の見えるのは、古麻呂(正四位下左大弁)、古慈斐、池主(式部少丞)、駿河麻呂(従五位下越前守)、兄人などであった。

古慈斐の事件については「続日本紀」の記事を信頼すべきであると思うし、前後の記事も矛盾しないので、長歌の左注は「万葉集私注」(土屋文明)の説くように、

「縁」は因縁などの縁ではなく、縁坐の縁である。縁坐は連坐と同じく、共犯同罪の意の法律用語であるが、唐律は専ら此の語を用る、日本律又踏襲して居るから、律令官僚たる家持には慣用の語であつたらう。

というのに従うべきで、「続日本紀」の記事と矛盾がなくなると同時に、長歌全体に流れる消極的な態度―即ち怒りよりも耐えているような―とも合致すると思う。

次にこの長歌の詠まれた時機と諭すべき相手の問題であるが、六月十七日の日付については疑うべきではないと思う、ただし、この歌が突然家持の発想したものでない事は勿論で、古慈斐の事件以来、常々書き留めておいた草稿を改めてこの日に完成したというのが真相ではなからうか。「病床にあつて」にはあまり拘泥する必要はないと思う。何故ならば、後に述べるように、この三類六首の歌は、心細くなった家持の悲痛な叫びなどではなく、むしろ進んで自

己の心情を虚構の中に発表した作品群であると私は考えているからである。となると喻すべき相手とは、大伴氏一族であると同時に、自分自身であり、更には大伴氏の嫡流の動行を注意深く見守つてゐるに違いない、藤原仲麻呂への言立てだったのである。又この時期を選んだことについては、先に述べた橘奈良麻呂の変との関係が考えられよう。天平十七年（七四五年）から始つた奈良麻呂の対仲麻呂作戦は、天平宝字元年（七五七年）七月の挫折で終るが、この歌の詠まれた頃は佐伯・大伴の両氏に対して誘いが繰り返されてきたに違ひなく、約一ヶ月程前の古慈妻の事件で衝激を受けた家持は、もはや沈黙し難くこの歌を作つたのである。この歌の発表の様子については何等知ることが出来ないが、これ程の力作を空しく筐底に秘していたとは考えにくく、奈良麻呂の変の前月に兵部少輔から大輔に昇つたのもこの歌などを始めとする、家持の必死の努力によつたと考えることもできると思う。

次に最も重要な、一日に三類の内容を詠んだ点について考えてみたい。この点については、既に「万葉集私注」で

以上六首、即ち喻族歌からこれまでを同時に製作して居る。政治的立場に不徹底の感ぜられることは、前に記した如くであるが、家持には退いて自らの清きを守らうとする心持も強く働いて居たことが、此等三首の歌で知り得られる。家持は英雄でも豪傑でもなく、また得道の聖でないのだからかうした凡人の迷の中にあつたことは、別に非難すべきことではない。

と言及し、「万葉集全註釈」（武田祐吉）でも

族に喻す歌のような、氏族の名を貴ぶ歌を作る一方、このよう

大伴家持小論 天平勝宝八歳六月十七日作の六首をめぐって一

な無常思想の歌（四四六八のこと——筆者注）をも詠んでいる。自分では意識していなかつたかもしれないが、思想は動揺していたのである。氏族の名を思い、山川の淨きを見つゞ道を求めようとし、また寿命を願う。これこそ大伴の家持の生きた姿であつた。

と論じている。確かに、題詞からだけ見ると、振幅の大きな内容の三類六首に思えるのであるが、内容から考えると、むしろ彼の生き方の宣言と思えるのである。即ち、六首の歌は、既に着々と企てられてゐる仮仲麻呂派の行動に、少くとも自分は一切関りたくないし、その為には病にでも、出家でもして、とにかく大伴宗家の名を継ぎ、命脈を延ばしたい、の思いが詠ませたものではなかつたらうか。このような考え方は北山茂夫氏が「天平末葉における橘奈良麻呂の変」（『日本古代政治史の研究』所収）の中で明確に論破してゐる。

事件（古慈妻の事件を指す——筆者注）後ほぼ一月を経過した六月十七日に彼は「族に喻す歌」をつくつた。……だが家持の信條に根ざしたものであることはたしかであるとはいへ。かれをふくめた大伴氏が「隠きはぬ赤き心」をささぐべき対象の天皇とその周辺を考えると、作者その人にとつても、とうていこんな悠長なことをいつておれないことぐらいは十分に心得ていたであらう。かれが望をかけた聖武上皇はすでにこの世の人ではなかつたではないか。しかるにあえてこういふさらさらしい言辭をつらねて大真面目にうたわねばならなかつたのは、古慈妻の逮捕で激昂してゐる一門眷属の暴発を抑え、政敵の挑発をそらし、同時にそれに

もましてかれじしんの独自の立場を宮廷の内外に表明したいからであった。それは、この瞬間における家持の、仲麻呂への屈服のほかの何もでもなかった。——中略——そして、「族に諭す歌」の長歌そのものは、同日に「無常を悲しみ、修道を欲ひて」作つた二首、さらに「春を願ひて作る歌一首」が示しているように（これらは長歌とちがつて他人に披露しなかつたであろうが）、かれの收拾したい混沌と鬱屈をあらわしたものとうけとられ、それだけに、拳兵よりほかに道はないといきりた立つ同族の強硬派から軽侮を買つてもかれらの志をひるがえさせる力はなかつた。長々と引用したが、歴史家の大胆で率直な論旨は殆んど間然するところがなく、これを歌の上で証明することが出来れば本稿の目的は完璧であろう。いよいよ歌を少しこまかく見ることにする。

「族に諭す歌」は家持長歌の最終作（最も新しい歌）であると同時に、「万葉集」最後の長歌であるが、その歌が、大伴氏の名を貴しとする歌であることは極めて意義深いと思う。雄略、舒明の両天皇によって始つた「万葉集」は、大伴氏を諭す歌で幕を閉じたわけである。全編五十九句、一気に歌つて弛むところのない大作である。「ひさかたの天の戸開き……皇祖の神の御代より」は、有名な天孫降臨を歌うが、「天の戸を開く」伝承は「日本書紀」のこの場面の、第四の一書にある「天磐戸を引き開け」にあたるかと思われ、やや特殊な伝承であり、あるいは大伴氏に深く関わりがあるかと思われる。

「梶弓を 手握り持たし；掃き清め 仕へ奉りて」は、天孫降臨

以来神武天皇まで、大伴氏の祖先がいかに功績があつたかを説いているが、大久米部を大伴氏の統率下にいられている。「日本書紀」「古語拾遺」も同じ伝承であるし、家持の歌であつてみれば当然であるが、「古事記」では天忍日命（天伴連の祖）と天津久米命（大伴連の祖）は同等に扱われていて、氏族の消長を物語つている。天皇の傍らにあつて国土統一に働いた様子が歌われているが、傍らにあるというより先頭に立つた祖先の名譽が高らかに歌われている。

「秋津島 大和の国の：清きその名そ」は、神武天皇以来、赤心を以て仕え、天皇が御言葉を掛けて授けて下さつた尊い家名であると歌う。これは、有名な「陸奥国から金を出だす詔書」（天平勝宝元年四月一日の第十三詔）

又大伴佐伯宿禰母云如久天皇朝守仕奉事願奈俊人等亦阿礼汝乃祖母云来久海行波美豆久屍山行波草牟須屍王乃幣亦云死米能

杼亦波不死云来流人等亦奈聞召須

や、天平宝字元年七月二日の孝謙女帝の詔、

又暨子卿等者天皇大命以汝多知召而屢詔久朕後亦大后亦仕奉利助

奉礼詔後又大伴佐伯宿禰等波自遠天皇御世内乃兵止為而仕奉来。

又大伴宿禰等波吾族亦在

などに明かなように、天平年間における天皇の大伴氏観は、それごとくとえ意図的であつたにしても、極めて高く名譽の家柄と認めていたことが窺える。「第十三詔」に対しては家持も大いに感激して、「陸奥の国より金を出だせる詔書を賀ぐ歌」（四〇九四く七）を作っている。「族を諭す歌」は「聞く人の鏡と仰ぐべき、大切にしなければならぬ汚れなき家名である」と鏡に言寄せて確固たる信

念のもとに歌われているが、それは右のような天皇家の認識もあつたからである。この歌に対して、それほど感銘を受けないとよく言われるし、その中には「万葉集私注」のように

賀陸奥国出金歌の如き純一さはその心境に既に見られないのである。名を惜しむといふ精神も、既に末端的になり、御都合主義に随落して居ると言ふべきであらうか。

と酷評するものもあるが、高揚する気迫こそないにしても、静かに説き明かす歌いぶりの中には、むしろ信念として自らの生き方を選択した家持の強い姿勢が逆に感じられるのである。

「おぼろかに…大夫の伴」は、長歌の真意を述べた部分で「かりそめにも、祖先の名を絶つてはならない。大伴と名を負っている大夫の伴」と歌い終える。「虚言も 祖の名断つな」とは何と悲痛な叫びではないか。時代は滔々として流れ、奈良麻呂の変（七月）の直前

勝宝九歳六月廿三日、大監物三王の宅に宴する歌一首
移り行く時見ること心いたく昔の人し念ほゆるかも

(四四八三)

と歌った家持と、変の後の

天平宝字元年十一月十八日、内裏にて肆宴とよのあかりきこしめす

歌

いざ子どもたはわざなせそ天地の固めし国そ大倭島根は

(四四八七)

と歌った藤原仲麻呂の得意満面の様子、そこには、驕りの気配さえ見えるが、二人の対比を見る時、大伴氏の嫡流として「伴の氏の

大伴家持小論 一 天平勝宝八歳六月十七日作の六首をめぐって一

名」をいかにしても守らねばならなかった家持は恐らく必死の思いでいたのであろう。

反歌の二首は、長歌をまとめたものであるが、さすがに意を盡し、しかも力強い。第一首目は長歌をそのまま受けて「心つとめよ」と軽拳妄動をいましめ、二首目では大伴氏が武をもって天皇に仕えた家柄であることを明かにしている。

以上の三首を貫いているのは、「大伴の名」を貴ぶ気持であるが、この思いは、すでに天平十六年（七四四年）の安積皇子薨去の際の挽歌にも、

大伴の名に負ふ勅負ひて万代に憑みし心何處か寄せむ

(四八〇)

とあり、その他にも

…大伴の 遠つ神祖の その名をば 大来自主と 負ひ持ちて

(四〇九四)

…大伴の遠つ神祖の奥津城はしるく標立て人の知るべく

(四〇九六)

…物部の 八十伴の男も 己が負へる 己が名負ひて 大君

の 任のまにまに…(四〇九八)

…さし任くる、情障らず 後の代の 語り継ぐべく 名を立つ

(四一六四)

大夫は名をし立つべし後の代に聞き継ぐ人も語り続くがね

(四一六五)

と家持の意識の底深く「家の名」が横たわっていたことが分る。

「病に臥して無常を悲しむ、修道を欲して作る歌」は、私にはあまりに出来すぎでいて創作臭く思われるものである。この歌は明かに山上憶良の「世間の住り難きを哀しむる歌」(八〇四・五)「沈痾自哀文」と「老いたる身の重き病に年を経て辛苦み、及児等を思ふ歌」(八九七・九〇三)に影響を受けて作られており、憶良のこれ等の歌から家持の「世間の無常を悲しむる歌」(四一六〇)が生まれ、更にこの歌が詠まれたと考えられる。特に憶良の「世間の住り…」と家持の「世間の無常を…」の歌とは、題詞の類似性、「とどみかねつも」の語句上のつながり、更に直接の証拠ではないが、すぐ後にある「勇士の名を振ふを慕ふ歌」(四一六四・五)の左注に、「右二首は、山上憶良の臣の作れる歌に追ひて和ふる」とあって、憶良の影響がこのあたりの家持歌に及んでいる事などから、極めて近い関係にあると言うことが出来る。家持の内部でも「世間の常無きを悲しむ歌」では

うつせみの常無き見れば世の中に情つけずて念ふ日ぞ多き

(四一六二)

と単に嘆き苦しむ態度から「道を尋ねな」と変っていて、俗界を捨てようとする姿勢を示している。

第二首目はまさに仏教讃歌で、光陰を惜んで仏道に帰依し、再び生を人間にうけて仏道に逢おうと願うのは当時の一般的な思想の一つであったと思われる。

最後に「寿を願ひて作る歌」であるが、この歌は誰もが指摘するように、山上憶良の、

水沫なすもろき命もたく繩の千尋にもがと願ひ暮しつ(九〇二)に学んでの作である。更に同じ憶良の

倭文手纏数にもあらぬ身にはあれど千年にもがと念はゆるかも

(九〇三)

との両首に拠っていると云う方が正確であろう。「仮れる身」は、家持の(四六六)の長歌の中にも「…うつせみの 仮れる身なれば露霜の 消ぬるが如く…」と歌われている。仏教では、人間の身体は地水火風の仮りに合さったものであるとするが、ここはそれによつての言葉で、すぐ前の「病に臥して…」の歌に続けて詠まれたものであることを示している。「数なき身、泡沫なす仮れる身」との認識から、仏道に入るか、千年の命を願うかは全く違ふように思われるが、来世も人間に生れて仏道に逢おうというのあつてみれば、永遠の命を欲すると、それ程の相違はないように思われる。家持の本心は、とにかく生き延びる事にあつた。

これまで六首の歌をそれぞれに見て来たのであるが、三類の歌によく使われている言葉に「さやけし、きよし」がある。

あたらしき古用伎その名そ(四四六五)

古ゆ 佐夜気久負ひて(四四六七)

山川の 佐夜気吉見つつ(四四六八)

伎欲吉その道(四四六九)

がそれ等である。「さやけく、きよき」などはこの六首の歌の前後の歌にも

河見れば 見のさやけく(四三六〇)

秋風の吹き扱くき敷ける花の庭清き月夜に見れど飽かぬかも

(四四五三)

群鳥の朝立ち往にし君が上はさやかに聞きつ思ひし如く

(四四七四)

と使われてはいるが、六首中四首に「さやけし、きよし」と出てくるのは注意すべきであろう。これに対しては二つの理由が考えられる。一つは、やはり三類六首が一日に詠まれたから、近い言葉遣いがされるのであるとする考え方である。そして今一つは、家持の心の中に、自分が潔白で、乱を謀る気持のない事、純粹に祖先からの名を思っているにすぎない事を明かにしたい思いが渦巻いていたからである、とする考え方である。当時臣のとるべき態度は、「明き淨き直き誠の心で怠ることなく仕へること」であったことを思うと後者の考えも捨て難く思われる。この二つのいずれもが働いて、「きよし、さやけし」と歌われたのであろう。

以上、家持の生涯から、歌一首一首について縷々述べて来たが、最後にこの三類六首の歌についての私見を要約して述べることにする。

一見、三つの発想によって詠まれたかのような六首の歌は、実は明確な意図の元に詠まれたものであった。まず「族やからに諭す歌」は、神代以来の名誉の家名をひたすら守り伝えて行くことを願う率直な家持の気持を歌ったものであり、同時にそれは、先の古慈悲の事件や、現在進行中の古麻呂達の反仲麻呂運動の如き軽率な行動を決して行わないことの宣言であった。次に「病に臥して無常を悲し

大伴家持小論 — 天平勝宝八歳六月十七日作の六首をめぐって —

び、修道を欲して作る歌」は、病床にある身では世俗的な望みは全く無く、つくづく無常を感じて悲しんでは仏道に入らんことを希うだけであるとの表明であり、「寿を願ひて作る歌」は、千年も万年も生き続けたい身であれば、どうして軽率な行動で一命を失ったりすることがあろうかと、ただただ反藤原色のないことを明かにしたのである。その為には越中守時代あれ程までに親愛の情を示し、歌の贈答を頻りに行つた大伴池主とも袂を別つことになつた。そしてその宣言通りに何の行動も起こさなかつた家持は、右兵部大輔に昇り、

咲く花はうつろふ時ありあしひきの山菅の根し長くはありけり

(四四八四)

右の一首は、大伴宿禰家持、物色の変化を悲しび、あはれ怜びて作れり。

の歌を詠んで自らを慰めたのである。何と意味あり気な歌であろう。家持はこの後も昇進を続け、中納言従三位をもってその生涯を終える。然し死後二十余日にして、藤原種継暗殺事件に関りがあつたとし除名され、その罪が許されるのは二十一年後の大同元年三月であつた。